

沼津市市制100周年記念市民提案事業補助金

資料3

事業趣旨

沼津市制100周年記念事業を市民協働により行うため、本市の魅力を再確認し、誇り高い沼津を次世代に残すことに寄与する事業を行う市民等に対し、補助金を交付します。



沼津市は、令和5年7月1日に市制100周年

対象者・補助金の額

【一般団体】

運営に関する規約又は会則等を定めている構成員が5人以上の団体であって、18歳以上の者（学生を除く）が活動の主体となるもの（1事業につき対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度として補助します。）

【学生団体】

5人以上の児童、生徒又は学生を構成員に含み、かつ、児童、生徒又は学生が活動の主体となる団体であって、事業の企画及び実施を支援する18歳以上の責任者を置くもの（1事業につき対象経費のうち、20万円を限度として補助します。）

対象事業

補助対象者が沼津市内において自ら企画し実施する事業で、次のいずれにも該当するものです。

- (1) 令和6年3月24日までに完了する事業 (2) 営利を目的とせず、公益性を有する事業
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する事業
 - ア 沼津市が、多くの先人達に支えられてきたことを理解し、改めて「感謝」し、「敬意」を払う機会を創出する事業
 - イ 沼津市の魅力を広く発信し、本市に関係する全ての方々が、本市に対する「誇り」と「愛着」を抱く機会を創出する事業
 - ウ 子ども達に誇れる未来を描き、誰もが未来の沼津に「夢」や「希望」を抱くことができる機会を創出する事業
- (4) 事業名称に「沼津市制100周年記念」等が入り、市制100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズを事業広報等の各種媒体に使用する事業
- (5) 単に親睦又は慰安を目的としていない事業
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化教育することを主たる目的としない事業
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としない事業

対象経費

事業実施に係る以下の費用

報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、広告料、委託料、使用料及び賃借料、備品費 等

申請期間

【前期】令和5年4月1日（土）～令和5年4月24日（月）

（令和5年5月1日～令和6年3月24日に実施される事業）

※ 前期受付で予算に達しなかった場合のみ、後期受付を実施します。

問い合わせ・申請先

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所 市制100周年記念事業推進室 (Tel: 055-934-4767)

必要書類を揃えて持参又は
郵送にてご申請ください。